

名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院診療規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院（以下「みどり市民病院」という。）における診療等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

第2条 診療は、外来診療及び入院診療により行うものとし、往診を行わない。ただし、病院長が特別の事由があると認めた者に対しては、往診を行うことができる。

(診療科)

第3条 みどり市民病院の診療科は、次のとおりとする。

内科

消化器内科

呼吸器・アレルギー疾患内科

リウマチ科

循環器内科

内分泌・糖尿病内科

血液・腫瘍内科

脳神経内科

腎臓内科

外科

消化器外科

呼吸器外科

心臓血管外科

小児外科

乳腺外科

形成外科

整形外科

産婦人科

小児科

眼科

耳鼻いんこう科

皮膚科

泌尿器科

精神科

放射線科

麻酔科

脳神経外科

救急科

リハビリテーション科

病理診断科

臨床検査科

(外来診療の受付時間)

第4条 外来患者の診療に係る受付時間は、午前8時45分から午前11時30分までとする。ただし、救急患者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、病院長が必要と認めたときは、受付時間を変更することができる。

(外来休診日)

第5条 外来診療を行わない日（以下「外来休診日」という。）は、次のとおりとする。ただし、救急患者については、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) その他病院長が特に認めた日

2 前項の規定にかかわらず、病院長は、特に必要があると認めるときは外来休診日（前項第4号を除く。）に外来診療を行うことができる。

3 第1項に定めるもののほか、病院長は、医師の病気又は出張その他の事由により外来診療を行うことができない診療科があるときは、当該診療科に限り、臨時に外来休診日を定めることができる。

(外来診療時間)

第6条 外来診療を行う日における診療時間は、午前9時からとする。ただし、やむを得ない場合又は救急患者については、この限りでない。

(診療の申込み)

第7条 みどり市民病院において初めて診療を受けようとする者は、診療申込書に必要事項を記入し、これを病院長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の社会保険に関する法令又は生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の医療の給付に関する法令により診療を受けようとする者は、当該法令で定める証票を併せて病院長に提示しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは親族その他関係者がこれを提出することができる。
- 3 病院長は、診療申込書の提出があったときは、診療券を申込者に交付する。
- 4 診療券の交付に当たっては、身元調査を行うことがある。
- 5 診療申込書及び診療券は、病院長の定める様式によるものとする。
- 6 診療券の交付を受けた者は、この規程及びみどり市民病院の諸規程の定めるところに従い診療を受けなければならない。
- 7 前項の診療券の交付を受けた者が、同一の疾病又は負傷について再び診療を受けようとするときは、その都度病院長に診療券を提示し、最初の受診後おおむね1か月ごとに被保険者の資格等の有無の確認できるものを併せて提示しなければならない。

(一部改正 令和7年達第132号)

(入院及び退院の手続)

第8条 入院して診療を受けようとする者（以下「入院患者」という。）は、身元引受人及び連帯保証人を立て入院申込書を病院長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは親族その他の関係者がこれを提出することができる。

- 2 入院患者が退院しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。
- 3 入院申込書は、病院長の定める様式によるものとする。

(入院患者の外出)

第9条 入院患者が外出しようとするときは、病院長の承認を受けなければならない。

(付添いの承認)

第10条 入院患者には、付添いを置くことができない。ただし、患者本人又はその関係者から患者の親族を付添いとして置くことの願い出があった場合で、病院長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(面会時間)

第11条 入院患者との面会を行うことができる時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第5条第1項各号に掲げる日 午後1時から午後7時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後3時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、病院長が必要と認めたときは、面会時間を変更することができる。

(秩序の維持)

第12条 診療等を受ける者及びその関係者は、みどり市民病院の内部の秩序維持に関する規定及び病院長又はみどり市民病院の内部の秩序を維持するための管理者の指示に従わなければならない。

(委託による診療等)

第13条 病院長は、必要があると認めるときは、官公署、団体その他のものから委託を受けた者の診療等を行うことができる。

(診療等の拒否)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、病院長は、診療若しくは入院を拒否し、又は退院を命ずることができる。

(1) 入院の必要を認めないとき。

(2) 収容定員に満ちたとき。

(3) 料金を滞納し、又はみどり市民病院の諸規程に違反したとき。

(4) 風紀又は公の秩序を乱すおそれがあると認めたとき。

(5) その他病院長が診療又は入院を不適當と認めたとき。

(実施細目)

第15条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 名古屋市立病院事業の設置等に関する条例施行細則等を廃止する規則（令和5年名古屋市規則第19号）の規定による廃止前の名古屋市立病院条例施行細則（令和3年名古屋市規則第54号。以下「廃止前規則」という。）第4条の規定により交付を受けた診療券は、第7条第3項の規定により交付を受けたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際、現にみどり市民病院に入院している者が廃止前規則第5条の規定により受けた承認は、第8条第1項の規定による承認とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、廃止前規則の規定に基づく行為のうち、この規程の規定に相当の規定があるものは、この規程の相当の規定によってしたものとみなす。
- 5 この附則に定めるもののほか、この規程の制定に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第132号）

この規程は、発布の日から施行する。